

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------------|
| 1 | 住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯塚市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

飯塚市長

公表日

令和7年1月10日

項目一覧

| |
|----------------------|
| I 基本情報 |
| II 特定個人情報ファイルの概要 |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III リスク対策 |
| IV 開示請求、問合せ |
| V 評価実施手続 |
| (別添2) 変更箇所 |

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

| | |
|--------|--|
| ①事務の名称 | 住民基本台帳に関する事務 |
| ②事務の内容 | <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消滅又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人番号通知書及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p> |
| ③対象人数 | <p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p> |

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

| | |
|----------|---|
| ①システムの名称 | 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) |
| ②システムの機能 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 住民基本台帳の記載 転入、出生、入国、職権等により住民基本台帳に新たに住民を記載する。 2. 住民基本台帳の記載変更 住民基本台帳に記載されている事項に変更があったときに、記載内容を修正する。 3. 住民基本台帳の消滅処理 転出、死亡、出国、職権等により住民基本台帳から住民に関する記載を消滅する。 4. 住民基本台帳の照会 住民基本台帳から該当する住民に関する記載(住民票)を照会する。 5. 帳票の発行機能 住民票の写し、住民票記載事項証明書、転出証明書、等の各種帳票を発行する。 6. 住民基本台帳ネットワークシステムとの連携機能 住民票の記載等に応じて、住民基本台帳ネットワークシステムと、定められた電文レイアウトに基づくデータ連携を行う。 7. 在留カード等発行システムとの連携機能 外国人住民票の記載等に応じて、在留カード等発行システムと定められた電文レイアウトに基づくデータ連携を行う。 8. 宛名システムへの連携 住民票の記載等に応じて、宛名システムへ必要な情報を連携する。 |

| | |
|-------------|--|
| システム6～10 | |
| システム6 | |
| ①システムの名称 | サービス検索・電子申請機能 |
| ②システムの機能 | <p>1. 住民向け機能 自ら受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能</p> <p>2. 地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能</p> |
| ③他のシステムとの接続 | <p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他（番号連携サーバー）</p> |
| システム11～15 | |
| システム16～20 | |

| 3. 特定個人情報ファイル名 | |
|--|---|
| (1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル | |
| 4. 個人番号の利用 ※ | |
| 法令上の根拠 | <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) |
| 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p> |
| 6. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 飯塚市 市民環境部 市民課 |
| ②所属長の役職名 | 市民課長 |
| 7. 他の評価実施機関 | |
| — | |

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------|---|
| (1) 住民基本台帳ファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が削除された者(以下「消除者」という。)を含む |
| その必要性 | 住民に関する記録を正確かつ統一的に行い、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務処理を行うため、特定個人情報ファイル(住民基本台帳ファイル)において、区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。 |
| ④記録される項目 | [100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (戸籍に関する情報、外国籍住民に関する情報) |
| その妥当性 | 住基法第7条(住民票の記載事項)にて住民票に記載すべきものとなっている。 |
| 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 平成27年10月 |
| ⑥事務担当部署 | 飯塚市 市民環境部 市民課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | | | | | | | | |
|-------------------|--|---|-------|--|----------|---------------|----------------|-----------------|-------------------|
| ①入手元 ※ | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | | | |
| ②入手方法 | <input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム) | | | | | | | | |
| ③使用目的 ※ | 住民基本台帳の更新、住民の居住関係の公証、その他住民に関する事務の実施 | | | | | | | | |
| ④使用の主体 | 使用部署 | 市民環境部 市民課・各支所市民窓口課 | | | | | | | |
| | 使用者数 | [10人以上50人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> | <選択肢> | | 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | 5) 500人以上1,000人未満 |
| <選択肢> | | | | | | | | | |
| 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | | | | | | | | |
| 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | | | | | | | | |
| 5) 500人以上1,000人未満 | 6) 1,000人以上 | | | | | | | | |
| ⑤使用方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳へ記載することで、本人からの希望及び使用目的に応じて住民票の写しに記載する。 ・機構、県、及び他市町間での通知に使用する。 ・個人番号の管理を行う。 | | | | | | | | |
| 情報の突合 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民異動届の際に入手する場合は、個人番号カード若しくは個人番号通知書とその他本人確認書類で突合を行う。 ・機構で新たに個人番号が生成された場合は、個人番号の要求時に提供を行っている住民票コードと突合を行う。 | | | | | | | | |
| ⑥使用開始日 | 平成27年10月5日 | | | | | | | | |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | |
|---|---|
| 委託の有無 ※ | [委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件 |
| 委託事項1 | |
| 住民記録システムの運用保守委託 | |
| ①委託内容 住民記録システムの運用保守 | |
| ②委託先における取扱者数 | [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ③委託先名 行政システム九州株式会社 | |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 |
| | ⑥再委託事項 |
| 委託事項2～5 | |
| 委託事項2 | |
| 飯塚市窓口業務委託 | |
| ①委託内容 各種証明書、税証明書等の交付及び郵便請求、住民異動届等に関する業務 | |
| ②委託先における取扱者数 | [10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ③委託先名 株式会社福岡ソフトウェアセンター | |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 |
| | ⑥再委託事項 |
| 委託事項3 | |
| MICJET番号連携サーバー運用保守 | |
| ①委託内容 MICJET番号連携サーバーの運用保守 | |
| ②委託先における取扱者数 | [10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |
| ③委託先名 行政システム九州株式会社 | |
| 再委託 | ④再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない |
| | ⑤再委託の許諾方法 |
| | ⑥再委託事項 |
| 委託事項6～10 | |
| 委託事項11～15 | |
| 委託事項16～20 | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | |
|------------------------------|---|
| 提供・移転の有無 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (59) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている (1) 件 [] 行っていない |
| 提供先1 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照) |
| ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 |
| ②提供先における用途 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各事務 |
| ③提供する情報 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 特定個人情報ファイルの範囲と同様 |
| ⑥提供方法 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度 |
| 提供先2～5 | |
| 提供先6～10 | |
| 提供先11～15 | |
| 提供先16～20 | |
| 移転先1 | 飯塚市 情報管理課 |
| ①法令上の根拠 | 番号法第9条第1項別表 |
| ②移転先における用途 | 番号法第9条第1項別表に関する各事務 |
| ③移転する情報 | 住所、氏名、生年月日、性別等の住民基本台帳情報 |
| ④移転する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。 |
| ⑥移転方法 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 () |
| ⑦時期・頻度 | 住民基本台帳ファイルの更新の都度 |
| 移転先2～5 | |
| 移転先6～10 | |
| 移転先11～15 | |
| 移転先16～20 | |

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<飯塚市における措置>

特定個人情報の保管はサーバー室で行い、入退室管理簿及び申請書にて入退室管理を行っている。また、サーバーへのログインはID及びパスワードによる認証が必要で、ログインできるメンバーは限定されている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。
- ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------|--|
| (2) 本人確認情報ファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除された者(以下「消除者」という。)を含む |
| その必要性 | 住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。 |
| ④記録される項目 | [10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 () |
| その妥当性 | ◎個人番号、4情報、その他住民票関係情報 ・住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。 |
| 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 平成27年10月 |
| ⑥事務担当部署 | 飯塚市 市民環境部 市民課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | | | | | | | | |
|----------------------|--|--|-------|---------|----------|---------------|----------------|-----------------|-------------------|
| ①入手元 ※ | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (自部署) | | | | | | | | |
| ②入手方法 | <input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存住基システム) | | | | | | | | |
| ③使用目的 ※ | 住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。 | | | | | | | | |
| ④使用の主体 | 使用部署 | 市民環境部 市民課・各支所市民窓口課 | | | | | | | |
| | 使用者数 | <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> | <選択肢> | | 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | 5) 500人以上1,000人未満 |
| <選択肢> | | | | | | | | | |
| 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | | | | | | | | |
| 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | | | | | | | | |
| 5) 500人以上1,000人未満 | 6) 1,000人以上 | | | | | | | | |
| ⑤使用方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS→都道府県サーバ)。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード→市町村CS)。 ・4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS→都道府県サーバ/全国サーバ)。 | | | | | | | | |
| | 情報の突合 | <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 | | | | | | | |
| ⑥使用開始日 | 平成27年10月5日 | | | | | | | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | | | | | | | | |
| 委託の有無 ※ | <input type="checkbox"/> 委託しない [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 委託する</td> <td>2) 委託しない</td> </tr> </table> () 件 | <選択肢> | | 1) 委託する | 2) 委託しない | | | | |
| <選択肢> | | | | | | | | | |
| 1) 委託する | 2) 委託しない | | | | | | | | |
| 委託事項1 | | | | | | | | | |
| 委託事項6～10 | | | | | | | | | |
| 委託事項11～15 | | | | | | | | | |
| 委託事項16～20 | | | | | | | | | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) | |
|------------------------------|---|
| 提供・移転の有無 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (2) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない |
| 提供先1 | 都道府県 |
| ①法令上の根拠 | 住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) |
| ②提供先における用途 | ・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。 |
| ③提供する情報 | 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。 |
| ⑥提供方法 | [] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワーク) |
| ⑦時期・頻度 | 住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。 |
| 提供先2～5 | |
| 提供先2 | 都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構) |
| ①法令上の根拠 | 住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) |
| ②提供先における用途 | 住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。 |
| ③提供する情報 | 住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日 |
| ④提供する情報の対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 | 「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。 |
| ⑥提供方法 | [] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワーク) |
| ⑦時期・頻度 | 必要に応じて随時(1か月に1回程度) |

| | |
|-----------------|---|
| 提供先6～10 | |
| 提供先11～15 | |
| 提供先16～20 | |
| 移転先2～5 | |
| 移転先6～10 | |
| 移転先11～15 | |
| 移転先16～20 | |
| 6. 特定個人情報の保管・消去 | |
| 保管場所 ※ | <p><飯塚市における措置> 特定個人情報の保管はサーバー室で行い、入退室管理簿及び申請書にて入退室管理を行っている。 また、サーバーへのログインはID及びパスワードによる認証が必要で、ログインできるメンバーは限定されている。</p> |
| 7. 備考 | |
| | |

II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
|----------------|--|
| (3)送付先情報ファイル | |
| 2. 基本情報 | |
| ①ファイルの種類 ※ | [システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) |
| ②対象となる本人の数 | [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 |
| ③対象となる本人の範囲 ※ | 区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除された者(以下「消除者」という。)を含む |
| その必要性 | 番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、個人番号通知書と合わせて、交付申請書を個人番号付番対象者全員に送付する必要がある。 なお、通知カード所持者については個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 個人番号カード省令第23条の2に基づき、個人番号通知書の送付事務は機構が担う。 |
| ④記録される項目 | [50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 |
| 主な記録項目 ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報) |
| その妥当性 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 ・個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) ・機構に対し、法令に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。 |
| 全ての記録項目 | 別添1を参照。 |
| ⑤保有開始日 | 平成27年10月 |
| ⑥事務担当部署 | 飯塚市 市民環境部 市民課 |

| 3. 特定個人情報の入手・使用 | | | | | | | | | |
|----------------------|--|--|-------|---------|----------|---------------|----------------|-----------------|-------------------|
| ①入手元 ※ | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | | | | |
| ②入手方法 | <input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存住基システム) | | | | | | | | |
| ③使用目的 ※ | 個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。 | | | | | | | | |
| ④使用の主体 | 使用部署 | 市民環境部 市民課・各支所市民窓口課 | | | | | | | |
| | 使用者数 | <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> | <選択肢> | | 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | 5) 500人以上1,000人未満 |
| <選択肢> | | | | | | | | | |
| 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | | | | | | | | |
| 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | | | | | | | | |
| 5) 500人以上1,000人未満 | 6) 1,000人以上 | | | | | | | | |
| ⑤使用方法 | 既存住基システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住基システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。 | | | | | | | | |
| 情報の突合 | 入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認するため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。 | | | | | | | | |
| ⑥使用開始日 | 平成27年10月5日 | | | | | | | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | | | | | | | | |
| 委託の有無 ※ | <input type="checkbox"/> 委託しない [] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 委託する</td> <td>2) 委託しない</td> </tr> </table> () 件 | <選択肢> | | 1) 委託する | 2) 委託しない | | | | |
| <選択肢> | | | | | | | | | |
| 1) 委託する | 2) 委託しない | | | | | | | | |
| 委託事項1 | | | | | | | | | |
| 委託事項2～5 | | | | | | | | | |
| 委託事項6～10 | | | | | | | | | |
| 委託事項11～15 | | | | | | | | | |
| 委託事項16～20 | | | | | | | | | |

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル 1 / 2

| 住民基本台帳ファイル | | 61 通称現住所コード | 123 住民票コード届出日 |
|------------|-------------|---------------|------------------|
| No. | 項目名 | 62 通称本番 | 124 住所履歴数 |
| 1 | 利用団体コード | 63 通称枝番 | 125 住所異動日 |
| 2 | 住民コード | 64 通称小枝番 | 126 住所届出日 |
| 3 | 異動SEQ | 65 通称小小枝番 | 127 履歴数 |
| 4 | 改製SEQ | 66 通称住所 | 128 履歴異動日 |
| 5 | 住民票コード | 67 通称方書 | 129 履歴届出日 |
| 6 | 増異動日 | 68 管理コード | 130 通称名カナ |
| 7 | 増連携区分 | 69 世帯主カナ | 131 通称名 |
| 8 | 増事由コード | 70 世帯主名 | 132 国籍等 |
| 9 | 増届出日 | 71 自治会コード | 133 外国人住民となった異動日 |
| 10 | 減異動日 | 72 小学校区コード | 134 外国人住民となった届出日 |
| 11 | 減連携区分 | 73 中学校区コード | 135 30条45規定区分 |
| 12 | 減事由コード | 74 投票区コード | 136 在留資格 |
| 13 | 減届出日 | 75 世帯内ソートキー | 137 在留期間等 |
| 14 | 最新異動日 | 76 世帯オプション | 138 在留期間の満了の日 |
| 15 | 最新連携区分 | 77 保護者コード | 139 在留カード等の番号 |
| 16 | 最新異動事由コード | 78 保護者との続柄 | 140 住居地の届出区分 |
| 17 | 最新一全区分 | 79 配給 | 141 住居地の届出日 |
| 18 | 最新異動届出日 | 80 し尿 | 142 法務省通知特定キー |
| 19 | カナ氏名 | 81 塵芥 | 143 国籍等履歴数 |
| 20 | 氏名 | 82 被保佐人区分 | 144 国籍等異動日 |
| 21 | 生年月日元号 | 83 成人被後見人区分 | 145 国籍等届出日 |
| 22 | 死亡日元号 | 84 破産人区分 | 146 外国人住民日履歴数 |
| 23 | 死亡日 | 85 再転入区分 | 147 外国人住民日異動日 |
| 24 | 続柄 | 86 備考非表示フラグ | 148 外国人住民日届出日 |
| 25 | 住民となった異動日 | 87 備考 | 149 30条45規定区分履歴数 |
| 26 | 住民となった届出日 | 88 氏名履歴数 | 150 30条45規定区分異動日 |
| 27 | 改製日 | 89 氏名異動日 | 151 30条45規定区分届出日 |
| 28 | 本籍地コード | 90 氏名届出日 | 152 在留資格履歴数 |
| 29 | 本籍地 | 91 性別履歴数 | 153 在留資格異動日 |
| 30 | 本籍地郵便番号 | 92 性別異動日 | 154 在留資格届出日 |
| 31 | 筆頭者カナ | 93 性別届出日 | 155 在留期間等履歴数 |
| 32 | 筆頭者 | 94 生年月日履歴数 | 156 在留期間等異動日 |
| 33 | 転入前住所コード | 95 生年月日異動日 | 157 在留期間等届出日 |
| 34 | 転入前住所 | 96 生年月日届出日 | 158 在留期間の満了の日履歴数 |
| 35 | 転入前住所方書 | 97 続柄履歴数 | 159 在留期間の満了の日異動日 |
| 36 | 転入前住所郵便番号 | 98 続柄異動日 | 160 在留期間の満了の日届出日 |
| 37 | 転入前住所世帯主名 | 99 続柄届出日 | 161 在留カード等の番号履歴数 |
| 38 | 未届転入前住所コード | 100 住民日履歴数 | 162 在留カード等の番号異動日 |
| 39 | 未届転入前住所 | 101 住民日異動日 | 163 在留カード等の番号届出日 |
| 40 | 未届転入前住所方書 | 102 住民日届出日 | 164 連番 |
| 41 | 未届転入前住所郵便番号 | 103 本籍履歴数 | 165 表示順 |
| 42 | 未届転入前住所世帯主名 | 104 本籍異動日 | 166 記載住所地コード |
| 43 | 転出先住所コード | 105 本籍届出日 | 167 記載住所地 |
| 44 | 転出先住所 | 106 筆頭者履歴数 | 168 削除日 |
| 45 | 転出先住所方書 | 107 筆頭者異動日 | 169 削除住所地コード |
| 46 | 転出先郵便番号 | 108 筆頭者届出日 | 170 削除住所地 |
| 47 | 転出先世帯主名 | 109 従前住所履歴数 | 171 業務コード |
| 48 | 大字コード | 110 従前住所異動日 | 172 受付番号 |
| 49 | 本番 | 111 従前住所届出日 | 173 受付枝番号 |
| 50 | 枝番 | 112 削除履歴数 | 174 受付区分 |
| 51 | 小枝番 | 113 削除異動日 | 175 職員番号 |
| 52 | 小小枝番 | 114 削除届出日 | 176 一全区分 |
| 53 | マンションコード | 115 世帯主履歴数 | 177 受付日 |
| 54 | 棟コード | 116 世帯主異動日 | 178 受付時刻 |
| 55 | 部屋コード | 117 世帯主届出日 | 179 届出日 |
| 56 | 住定日 | 118 備考文履歴数 | 180 申請者住民コード |
| 57 | 住定連携区分 | 119 備考文異動日 | 181 申請者住民票コード |
| 58 | 住定事由コード | 120 備考文届出日 | 182 申請者氏名 |
| 59 | 住定届出日 | 121 住民票コード履歴数 | 183 本人区分 |
| 60 | 方書 | 122 住民票コード異動日 | 184 関係 |

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル 2 / 2

| | | | | | |
|-----|-----------|-----|-------------|-----|------------|
| 185 | 申請者住所 | 247 | 停止理由コード | 309 | 消除事由名称 |
| 186 | 申請者方書 | 248 | 抹消理由コード | 310 | 住所コード |
| 187 | 申請者市外局番 | 249 | 備考履歴SEQ | 311 | 住所漢字 |
| 188 | 申請者局番 | 250 | 刻印種類コード | 312 | 住所方書 |
| 189 | 申請者番号 | 251 | 刻印文字 | 313 | 住所を定めた日 |
| 190 | 申請内線 | 252 | 期限 | 314 | 記載日 |
| 191 | 申請判定 | 253 | 国保区分 | 315 | 記載事由名称コード |
| 192 | 申請備考 | 254 | 処理状況 | 316 | 記載事由名称 |
| 193 | 申請オプション | 255 | 異動事由詳細 | 317 | エラーフラグ |
| 194 | 住所郵便番号 | 256 | 異動事由詳細事項 | 318 | 異動終了フラグ |
| 195 | 市外局番 | 257 | 発生日 | 319 | 手処理フラグ |
| 196 | 局番 | 258 | 処理番号(本番) | 320 | 印刷フラグ |
| 197 | 番号 | 259 | 発行停止日 | 321 | 更新区分 |
| 198 | 内線 | 260 | ファイルID | 322 | 異動日 |
| 199 | 電話備考 | 261 | 通番 | 323 | 世帯番号 |
| 200 | 個人受付連番 | 262 | 異動事実コード | 324 | カナ氏 |
| 201 | 連携区分 | 263 | 異動事由数 | 325 | カナ名 |
| 202 | 異動届出日 | 264 | 事由発生日 | 326 | 性別 |
| 203 | 改製フラグ | 265 | LASDECコード | 327 | 世帯主との続柄名称 |
| 204 | 保護者番号 | 266 | 住居地 | 328 | 世帯主カナ氏 |
| 205 | 備考記載日 | 267 | 備考(タイムスタンプ) | 329 | 世帯主カナ名 |
| 206 | 国保資格 | 268 | 備考(その他) | 330 | 世帯主漢字氏 |
| 207 | 国保加入区分 | 269 | 削除フラグ | 331 | 世帯主漢字名 |
| 208 | 国保退職区分 | 270 | 区分 | 332 | 住民となった日 |
| 209 | 退職番号 | 271 | 世帯コード | 333 | 個人番号セットエラー |
| 210 | 国保退職本人 | 272 | 内容 | 334 | 住民票参照更新エラー |
| 211 | 一般続柄 | 273 | 端末ID | 335 | 住民票参照異動フラグ |
| 212 | 退職続柄 | 274 | 職員名 | 336 | 個人特定異動フラグ |
| 213 | 国保記号番号 | 275 | 有効期限 | 337 | 住民区分 |
| 214 | 児童手当 | 276 | 更新職員番号 | | |
| 215 | 受給者番号 | 277 | 更新処理年月日 | | |
| 216 | 受給者住民コード | 278 | 更新処理時刻 | | |
| 217 | 学齢 | 279 | 異動SEQ | | |
| 218 | 介護区分 | 280 | カード運用状況 | | |
| 219 | 被保険者番号 | 281 | カード有効期限 | | |
| 220 | 年金区分 | 282 | カード回収日 | | |
| 221 | 基礎年金番号 | 283 | 表面記載バージョン | | |
| 222 | 乳幼児 | 284 | カード種別 | | |
| 223 | 障害 | 285 | カード番号 | | |
| 224 | ひとり親 | 286 | 異動理由 | | |
| 225 | 住所 | 287 | 届出年月日 | | |
| 226 | 郵便番号 | 288 | 処理区分 | | |
| 227 | 自治会 | 289 | メモ内容 | | |
| 228 | 発発行停止日 | 290 | 登録職員番号 | | |
| 229 | 発行停止区分 | 291 | 登録処理日 | | |
| 230 | 発行停止職員番号 | 292 | 更新処理日 | | |
| 231 | 履歴SEQ | 293 | 自治体コード | | |
| 232 | 印鑑コードA | 294 | 異動年月日 | | |
| 233 | 印鑑コードB | 295 | 異動時刻 | | |
| 234 | 印影SEQ | 296 | 異動ID | | |
| 235 | 異動業務区分 | 297 | 異動事由 | | |
| 236 | 登録日 | 298 | 異動事由コード | | |
| 237 | 廃止日 | 299 | 個人番号 | | |
| 238 | 照会日 | 300 | 漢字氏 | | |
| 239 | 回答日 | 301 | 漢字名 | | |
| 240 | 印影登録日 | 302 | 生年月日 | | |
| 241 | 証明発行フラグ | 303 | 本籍コード | | |
| 242 | 登録状態コード | 304 | 本籍漢字 | | |
| 243 | 印影登録フラグ | 305 | 筆頭者漢字氏 | | |
| 244 | 印材コード | 306 | 筆頭者漢字名 | | |
| 245 | 身元確認方法コード | 307 | 消除日 | | |
| 246 | 身元確認住民コード | 308 | 消除事由名称コード | | |

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(2) 本人確認情報ファイル及び(3) 送付先情報ファイル

| (2) 本人確認情報ファイル | |
|----------------|-------------|
| No. | 項目名 |
| 1 | 住民票コード |
| 2 | 漢字氏名 |
| 3 | 外字数(氏名) |
| 4 | ふりがな氏名 |
| 5 | 清音化かな氏名 |
| 6 | 生年月日 |
| 7 | 性別 |
| 8 | 市町村コード |
| 9 | 大字・字コード |
| 10 | 郵便番号 |
| 11 | 住所 |
| 12 | 外字数(住所) |
| 13 | 個人番号 |
| 14 | 住民となった日 |
| 15 | 住所を定めた日 |
| 16 | 届出の年月日 |
| 17 | 市町村コード(転入前) |
| 18 | 転入前住所 |
| 19 | 外字数(転入前住所) |
| 20 | 続柄 |
| 21 | 異動事由 |
| 22 | 異動年月日 |
| 23 | 異動事由詳細 |
| 24 | 旧住民票コード |
| 25 | 住民票コード使用年月日 |
| 26 | 依頼管理番号 |
| 27 | 操作者ID |
| 28 | 操作端末ID |
| 29 | 更新順番号 |
| 30 | 異常時更新順番号 |
| 31 | 更新禁止フラグ |
| 32 | 予定者フラグ |
| 33 | 排他フラグ |
| 34 | 外字フラグ |
| 35 | レコード状況フラグ |
| 36 | タイムスタンプ |

| (3) 送付先情報ファイル | |
|---------------|----------------|
| No. | 項目名 |
| 1 | 送付先管理番号 |
| 2 | 送付先郵便番号 |
| 3 | 送付先住所 漢字項目長 |
| 4 | 送付先住所 漢字 |
| 5 | 送付先住所 漢字 外字数 |
| 6 | 送付先氏名 漢字項目長 |
| 7 | 送付先氏名 漢字 |
| 8 | 送付先氏名 漢字 外字数 |
| 9 | 市町村コード |
| 10 | 市町村名 項目長 |
| 11 | 市町村名 |
| 12 | 市町村郵便番号 |
| 13 | 市町村住所 項目長 |
| 14 | 市町村住所 |
| 15 | 市町村住所 外字数 |
| 16 | 市町村電話番号 |
| 17 | 交付場所名 項目長 |
| 18 | 交付場所名 |
| 19 | 交付場所名 外字数 |
| 20 | 交付場所郵便番号 |
| 21 | 交付場所住所 項目長 |
| 22 | 交付場所住所 |
| 23 | 交付場所住所 外字数 |
| 24 | 交付場所電話番号 |
| 25 | カード送付場所名 項目長 |
| 26 | カード送付場所名 |
| 27 | カード送付場所名 外字数 |
| 28 | カード送付場所郵便番号 |
| 29 | カード送付場所住所 項目長 |
| 30 | カード送付場所住所 |
| 31 | カード送付場所住所 外字数 |
| 32 | カード送付場所電話番号 |
| 33 | 対象となる人数 |
| 34 | 処理年月日 |
| 35 | 操作者ID |
| 36 | 操作端末ID |
| 37 | 印刷区分 |
| 38 | 住民票コード |
| 39 | 氏名 漢字項目長 |
| 40 | 氏名 漢字 |
| 41 | 氏名 漢字 外字数 |
| 42 | 氏名 かな 項目長 |
| 43 | 氏名 かな |
| 44 | 郵便番号 |
| 45 | 住所 項目長 |
| 46 | 住所 |
| 47 | 住所 外字数 |
| 48 | 生年月日 |
| 49 | 性別 |
| 50 | 個人番号 |
| 51 | 第30条の45に規定する区分 |
| 52 | 在留期間満了の日 |
| 53 | 代替文字変換結果 |
| 54 | 代替文字氏名 項目長 |
| 55 | 代替文字氏名 |
| 56 | 代替文字住所 項目長 |
| 57 | 代替文字住所 |
| 58 | 代替文字氏名位置情報 |
| 59 | 代替文字住所位置情報 |
| 60 | 外字フラグ |
| 61 | 外字パターン |

| | | |
|--|--|--|
| その他の措置の内容 | — | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・市内ネットワークに接続する際には、端末認証を実施し外部から持ち込んだ端末のネットワーク接続は不可としている。 ・システム操作の際には、ICカード認証とパスワード入力による認証を二重に実施している。 ・端末はスクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり特定個人情報を表示させない。 ・スクリーンセーバの解除は、再度パスワードの入力が必要となる。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。 ・外部記憶媒体にアクセス可能な端末を制限し、また、アクセスを許可した端末においても出力ログを取るなどして安易に情報を持ち出せない仕組みを構築している。 ・従来の個人情報ファイルへのアクセスログと、特定個人情報ファイルへのアクセスログを明確に区別して記録する。 | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | | [] 委託しない |
| リスク: 委託先における不正な使用等のリスク | | |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| 規定の内容 | 特定個人情報を含むすべてのデータに対して、以下のことを契約書に明記している。 ・第三者に委託業務の全部又は一部を再委託する場合を除き、特定個人情報を第三者に提供、開示、漏えい等してはならない。 ・特定個人情報を目的以外には利用してはならない。 ・特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防ぐために、飯塚市が定めた情報セキュリティポリシー等における安全管理措置を講ずる。 ・特定個人情報を飯塚市の指定する場所又はハイセキュリティルームから持ち出してはならない。 ・特定個人情報を業務目的外に利用した場合又は第三者に提供・開示・漏えい等した場合には、直ちに飯塚市に報告しなければならない。 ・特定個人情報を廃棄する場合は、復元不可能な手段を採用する。 ・特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存すると共に、飯塚市に対して削除又は廃棄したことに関する証明書を交付する。 ・契約が終了したとき、情報が不要となったとき又は飯塚市からの要請があったときは、特定個人情報の返却又は消去等の必要な措置を講じる。 ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップデータを完全に廃棄する。 | |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 | [再委託していない] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法 | — | |
| その他の措置の内容 | — | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| — | | |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 | | [<input type="radio"/>] 接続しない(入手) | [<input type="checkbox"/>] 接続しない(提供) |
|---|--|---|--|
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | | | |
| リスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/>] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| リスク2: 不正な提供が行われるリスク | | | |
| リスクに対する措置の内容 | <p><既存住民基本台帳システムにおける措置> 特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供(どの端末・職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったか)の記録をデータベースに逐一保存することで、不正な提供を防止する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> | | |
| リスクへの対策は十分か | [<input type="checkbox"/> 十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | | |
| <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p> | | | |

8. 監査

| | | | |
|-------|--|-------------------------------|-------------------------------|
| 実施の有無 | <input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 | <input type="checkbox"/> 内部監査 | <input type="checkbox"/> 外部監査 |
|-------|--|-------------------------------|-------------------------------|

9. 従業者に対する教育・啓発

| | | |
|--------------|---|--|
| 従業者に対する教育・啓発 | <input type="checkbox"/> 十分に行っている | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法 | <ul style="list-style-type: none">・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っていく。・委託業者に対して、個人情報保護に関する研修を義務付ける。・違反を行ったものに対しては指導を行い、程度によっては懲戒の対象となりうる。 | |

10. その他のリスク対策

| |
|--|
| |
|--|

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | | [] 提供・移転しない |
|---|--|---|
| リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク | | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| ルール内容及びルール遵守の確認方法 | 相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の移転はなされることがシステム上担保される。 | |
| その他の措置の内容 | — | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| <p>◎不適切な方法で提供・移転が行われるリスク</p> <p>・相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされることがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</p> <p>◎誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <p>・システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。</p> <p>また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。</p> <p>◎誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <p>・相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされることがシステム上担保される。</p> | | |

8. 監査

| | | | |
|-------|--|-------------------------------|-------------------------------|
| 実施の有無 | <input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 | <input type="checkbox"/> 内部監査 | <input type="checkbox"/> 外部監査 |
|-------|--|-------------------------------|-------------------------------|

9. 従業者に対する教育・啓発

| | | |
|--------------|--|--|
| 従業者に対する教育・啓発 | <input type="checkbox"/> 十分に行っている | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |
| 具体的な方法 | ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っていく。 ・違反を行ったものに対しては指導を行い、程度によっては懲戒の対象となりうる。 | |

10. その他のリスク対策

| |
|--|
| |
|--|

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

| | |
|---|---|
| 1. 特定個人情報ファイル名 | |
| (3)送付先情報ファイル | |
| 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） | |
| リスク：目的外の入手が行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | <p>◎対象者以外の情報の入手を防止するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 <p>◎必要な情報以外を入手することを防止するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年6月10日総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSIにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。 |
| リスクへの対策は十分か | <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> |
| 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| — | |

| 3. 特定個人情報の使用 | |
|---|---|
| リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク | |
| リスクに対する措置の内容 | 市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク | |
| ユーザ認証の管理 | [行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない |
| 具体的な管理方法 | 生体認証による操作者認証を行う。 |
| その他の措置の内容 | 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させないよう対策を講じる。 |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | |
| — | |

| 5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） | | [] 提供・移転しない |
|--|---|---|
| リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク | | |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール | [定めている] | <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない |
| ルール内容及びルール遵守の確認方法 | 相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の移転はなされないことがシステム上担保される。 | |
| その他の措置の内容 | — | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | | |
| <p>◎不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置</p> <p>・相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。</p> <p>◎誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <p>・システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。</p> <p>◎誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置</p> <p>・相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。</p> | | |

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

| | | | | | | |
|---|--------------|---|----------|---|--|--|
| ①事故発生時手順の策定・周知 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない | | | | |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし | | | | |
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">その内容</td> <td style="padding: 5px;">—</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">再発防止策の内容</td> <td style="padding: 5px;">—</td> </tr> </table> | その内容 | — | 再発防止策の内容 | — | | |
| その内容 | — | | | | | |
| 再発防止策の内容 | — | | | | | |
| その他の措置の内容 | — | | | | | |
| リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | | |

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

| | |
|------------------------|--|
| 8. 監査 | |
| 実施の有無 | [<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査 |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [<input type="checkbox"/> 十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない |
| 具体的な方法 | <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っていく。 ・違反を行ったものに対しては指導を行い、程度によっては懲戒の対象となりうる。 |
| 10. その他のリスク対策 | |
| — | |

IV 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|--------------------------|---|
| ①請求先 | 総務部 総務課 電話番号: 0948-22-5500(内線1314・1315・1316) 住所: 飯塚市新立岩5番5号 |
| ②請求方法 | 本人確認書類の提示及び指定様式による請求書の提出により請求する。 |
| ③法令による特別の手続 | — |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等 | — |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| ①連絡先 | 市民環境部 市民課 電話番号: 0948-22-5500(内線1013・1014・1015) 住所: 飯塚市新立岩5番5号 |
| ②対応方法 | 対応の受付日時及びその対応等について記録を残す。 |

V 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価 | |
|-----------------------|---|
| ①実施日 | 令和1年6月10日 |
| ②しきい値判断結果 | [基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 | |
| ①方法 | — |
| ②実施日・期間 | — |
| ③主な意見の内容 | — |
| 3. 第三者点検【任意】 | |
| ①実施日 | — |
| ②方法 | — |
| ③結果 | — |

(別添2)変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---|--|---|------|-----------|
| 平成27年4月1日 | 6. 評価実施における担当部署 ②所属長 | 矢佐間 悦子 | 田中 美奈子 | | |
| 平成28年5月25日 | II 特定個人情報ファイルの概要(別紙1) 特定個人情報情報の移転先(番号法第19条第7号別表第2)No.2 担当課 | こども育成課 | 子育て支援課 | | |
| 平成28年5月25日 | II 特定個人情報ファイルの概要(別紙1) 特定個人情報情報の移転先(番号法第19条第7号別表第2)No.3 担当課 | 健康・スポーツ課 | 健康・スポーツ課 | | |
| 平成28年5月25日 | II 特定個人情報ファイルの概要(別紙1) 特定個人情報情報の移転先(番号法第19条第7号別表第2)No.8 担当課 | 住宅課 | 住宅政策課 | | |
| 平成28年5月25日 | II 特定個人情報ファイルの概要(別紙1) 特定個人情報情報の移転先(番号法第19条第7号別表第2)No.12 担当課 | 住宅課 | 住宅政策課 | | |
| 平成28年5月25日 | II 特定個人情報ファイルの概要(別紙1) 特定個人情報情報の移転先(番号法第19条第7号別表第2)No.14 担当課 | こども育成課 | 子育て支援課 | | |
| 平成28年5月25日 | II 特定個人情報ファイルの概要(別紙1) 特定個人情報情報の移転先(番号法第19条第7号別表第2)No.16 担当課 | こども育成課 | 子育て支援課 | | |
| 平成28年5月25日 | II 特定個人情報ファイルの概要(別紙1) 特定個人情報情報の移転先(番号法第19条第7号別表第2)No.17 担当課 | こども育成課 | 子育て支援課 | | |
| 平成28年5月25日 | II 特定個人情報ファイルの概要(別紙1) 特定個人情報情報の移転先(番号法第19条第7号別表第2)No.18 担当課 | こども育成課 | 子育て支援課 | | |
| 平成28年5月25日 | II 特定個人情報ファイルの概要(別紙1) 特定個人情報情報の移転先(番号法第19条第7号別表第2)No.20 担当課 | 健康・スポーツ課 | 健康・スポーツ課 | | |
| 平成28年5月25日 | II 特定個人情報ファイルの概要(別紙1) 特定個人情報情報の移転先(番号法第19条第7号別表第2)No.21 担当課 | こども育成課 | 子育て支援課 | | |
| 平成28年5月25日 | II 特定個人情報ファイルの概要(別紙1) 特定個人情報情報の移転先(番号法第19条第7号別表第2)No.25 担当課 | こども育成課 | 子育て支援課 | | |
| 平成29年4月1日 | 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2③ 委託先 | 日本コンベンションサービス株式会社 | 株式会社 福岡ソフトウェアセンター | | |
| 平成29年5月8日 | II 特定個人情報ファイルの概要(2) 本人確認情報ファイル 6. 特定個人情報情報の保管・消去 保管場所 | <飯塚市における措置> サーバー室は電子認証及び生体認証にて入室管理を行い、特定個人情報情報を保管している。 また、サーバーへのログインはID及びパスワードによる認証が必要で、ログインできるメンバーは限定されている。 | <飯塚市における措置> サーバー室は常に施錠されており、サーバー室管理者が鍵の保管を行い、特定個人情報情報を保護している。 また、サーバーへのログインはID及びパスワードによる認証が必要で、ログインできるメンバーは限定されている。 | | |
| 平成29年5月8日 | II 特定個人情報ファイルの概要(3) 送付先情報ファイル 6. 特定個人情報情報の保管・消去 保管場所 | <飯塚市における措置> サーバー室は電子認証及び生体認証にて入室管理を行い、特定個人情報情報を保管している。 また、サーバーへのログインはID及びパスワードによる認証が必要で、ログインできるメンバーは限定されている。 | <飯塚市における措置> サーバー室は常に施錠されており、サーバー室管理者が鍵の保管を行い、特定個人情報情報を保護している。 また、サーバーへのログインはID及びパスワードによる認証が必要で、ログインできるメンバーは限定されている。 | | |
| 平成29年4月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要(別紙1) 特定個人情報情報の移転先(番号法第19条第7号別表第2)No.21 担当課 | 保護課 | 生活支援課 | | |
| 平成29年4月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要(別紙1) 特定個人情報情報の移転先(番号法第19条第7号別表第2)No.21 担当課 | 高齢者支援課 | 高齢介護課 | | |
| 平成29年4月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要(別紙1) 特定個人情報情報の移転先(番号法第19条第7号別表第2)No.21 担当課 | 介護保険課 | 高齢介護課 | | |

| | | | | | |
|-----------|--|--|---|--|--|
| 平成29年5月8日 | IV特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求①請求先 | 内線番号 1221・1222・1223 | 内線番号 1314・1315・1316 | | |
| 平成29年5月8日 | IV特定個人情報の取り扱いに関する問い合わせ①連絡先 | 内線番号 1133・1134 | 内線番号 1013・1014・1015 | | |
| 平成31年4月1日 | 6. 評価実施における担当部署 ②所属長の役職名 | 田中 美奈子 | 市民課長 | | |
| 令和2年4月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 6.特定個人情報の保管・消去 | ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 | ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 | | |
| 令和2年4月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要(別紙1) 特定期個人情報の移転先(番号法第19条第7号別表第2)No.8 担当課 | 住宅政策課 | 住宅課 | | |
| 令和2年4月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要(別紙1) 特定期個人情報の移転先(番号法第19条第7号別表第2)No.12 担当課 | 住宅政策課 | 住宅課 | | |
| 令和2年4月1日 | 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令の根拠 | (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 84, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項) | (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 97, 101, 102, 103, 105, 106, 107, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項) | | |
| 令和2年5月26日 | I 基本情報 | 通知カード | 個人番号通知書 | | |
| 令和2年5月26日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) | 通知カード | 個人番号通知書 | | |
| 令和2年5月26日 | II 特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル) | 通知カード | 個人番号通知書 | | |
| 令和3年4月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 6.特定個人情報の保管・消去 | <飯塚市における措置> サーバー室は電子認証及び生体認証にて入室管理を行い、特定個人情報を保管している。また、サーバーへのログインはID及びパスワードによる認証が必要で、ログインできるメンバーは限定されている。 | <飯塚市における措置> 特定個人情報の保管はサーバー室で行い、入室管理簿及び申請書にて入室管理を行っている。また、サーバーへのログインはID及びパスワードによる認証が必要で、ログインできるメンバーは限定されている。 | | |
| 令和3年4月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要(送付先情報ファイル) 6.特定個人情報の保管・消去 | <飯塚市における措置> サーバー室は電子認証及び生体認証にて入室管理を行い、特定個人情報を保管している。また、サーバーへのログインはID及びパスワードによる認証が必要で、ログインできるメンバーは限定されている。 | <飯塚市における措置> 特定個人情報の保管はサーバー室で行い、入室管理簿及び申請書にて入室管理を行っている。また、サーバーへのログインはID及びパスワードによる認証が必要で、ログインできるメンバーは限定されている。 | | |
| 令和3年4月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要(別紙2) 特定期個人情報の移転先(番号法第19条第7号別表第2)No.3担当課 | 健幸・スポーツ課 | 健幸保健課 | | |
| 令和3年4月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要(別紙2) 特定期個人情報の移転先(番号法第19条第7号別表第2)No.20担当課 | 健幸・スポーツ課 | 健幸保健課 | | |
| 令和3年4月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要(別紙2) 特定期個人情報の移転先(番号法第19条第7号別表第2)No.25担当課 | 健幸・スポーツ課 | 健幸保健課 | | |
| 令和4年4月1日 | 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令の根拠 | (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 84, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項) | (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 74, 77, 80, 84, 85の2, 89, 91, 92, 94, 96, 97, 101, 102, 103, 105, 106, 107, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項) | | |

| | | | | | |
|------------|---|--|--|--|--|
| 令和4年4月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要(別紙2) 特定期個人情報の移転先(番号法第19条第7号別表第2)No.1担当課 | 社会・障がい者福祉課・子育て支援課 | 社会・障がい者福祉課・保育課 | | |
| 令和4年4月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要(別紙2) 特定期個人情報の移転先(番号法第19条第7号別表第2)No.3担当課 | 健幸保健課 | 子育て支援課 | | |
| 令和4年4月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要(別紙2) 特定期個人情報の移転先(番号法第19条第7号別表第2)No.20担当課 | 健幸保健課 | 子育て支援課・医療保険課 | | |
| 令和4年4月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要(別紙2) 特定期個人情報の移転先(番号法第19条第7号別表第2)No.27担当課 | 子育て支援課 | 保育課 | | |
| 令和4年4月1日 | II 特定個人情報ファイルの概要(本人確認情報ファイル) 6.特定個人情報の保管・消去 | <飯塚市における措置> サーバー室は電子認証及び生体認証にて入退室管理を行い、特定個人情報を保管している。 また、サーバーへのログインはID及びパスワードによる認証が必要で、ログインできるメンバーは限定されている。 | <飯塚市における措置> 特定個人情報の保管はサーバー室で行い、入退室管理簿及び申請書にて入退室管理を行っている。 また、サーバーへのログインはID及びパスワードによる認証が必要で、ログインできるメンバーは限定されている。 | | |
| 令和6年10月28日 | I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ③他のシステムとの接続 | [] その他 | [O] その他 (サービス検索・電子申請機能) | | |
| 令和6年10月28日 | I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 | | システム6を追加 | | |
| 令和6年10月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 2.基本情報 (4)記録される項目の内、主な記録項目 | [] その他 | [O] その他(戸籍に関する情報、外国籍住民に関する情報) | | |
| 令和6年10月28日 | II 特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ①入手元及び③使用目的 | ①入手元 [O] その他(自部署) ③使用目的 法令に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。 | ①入手元 [O] 本人又は本人の代理人 ③使用目的 個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。 | | |
| 令和6年10月28日 | III リスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 2.特定個人情報の入手 リスク: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 | ・届出窓口において届出内容や本人確認書類の確認を厳格に行うことで、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・届出書をシステムへ入力後、異動届とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。 ・住基ネットを通じての入手は対象者以外の情報を入手できないよう、仕組みとして担保されている。 | ◎対象者以外の情報の入手を防止するための措置 ・届出窓口において届出内容や本人確認書類の確認を厳格に行うことで、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・届出書をシステムへ入力後、異動届とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。 ・住基ネットを通じての入手は対象者以外の情報を入手できないよう、仕組みとして担保されている。 | | |
| 令和6年10月28日 | III リスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 2.特定個人情報の入手 リスク: 目的外の入手が行われるリスク 特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 | — | ・人事異動等により不要になったアカウントは、システムでの使用停止をしている。 ・不要となった資産は、適切な方法で廃棄している(データ記録媒体の破壊処理・裁断等)。 | | |

| | | | | | |
|------------|---|---|--|--|--|
| 令和6年10月28日 | Ⅲリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク: 目的を超えた紐付け、 事務に必要な情報との紐 付けが行われるリスク リスクに対する措置の内容 | ・個人番号は、利用権限を有する職員に限り参 照することができる措置を講じている。 | ◎宛名システム等における措置 ・番号連携システムに接続できるシステムは番 号法で定められたものに限定しており、番号法 に関係しないシステムが連携することはできな い。 ・番号法に関する事務を行う部署において、権 限を付与された者のみ番号連携システムにア クセス可能な仕組みとする。 ◎事務で使用するその他のシステムにおける 措置 ・番号法第9条第1項別表に記載されない事務 については、個人番号を用いた連携を行えない よう、仕組みとして担保する。 ・その他のシステムにおける住民基本台帳法情 報の利用に際しては、システム毎のアクセス権 限を設定し、法令に基づく事務で使用する以 外には個人番号へのアクセスを制限する等の適 切な対策を講じている。 | | |
| 令和6年10月28日 | Ⅲリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 リスク: 委託先における不正な 使用等のリスク 規程の内容 | 特定個人情報を含むすべてのデータに対して、 以下のことを契約書に明記している。 ・業務上知り得た情報を善管注意義務をもって 秘密に保持しなければならない。 ・業務上知り得た情報を契約の目的以外の目 的に使用し、または許可なく第三者に提供し てはならない。 ・業務上知り得た情報を契約の目的に必要な 範囲外では、許可なく複製してはならない。 ・業務上知り得た情報(複製物を含む)につい て、契約の目的が終了した場合、または市から 要求した場合には、速やかに破棄または返還し なければならない。 ・契約に違反することにより損害を被った場合、 損害賠償を委託先に求めることができる。 その他本市の情報セキュリティポリシーの遵 守、運用に携わる要員に対するセキュリティ教 育、セキュリティの遵守状況の定期的な報告を 規定している。 | 特定個人情報を含むすべてのデータに対して、 以下のことを契約書に明記している。 ・第三者に委託業務の全部又は一部を再委託 する場合を除き、特定個人情報を第三者に提 供、開示、漏えい等してはならない。 ・特定個人情報を目的以外には利用してはなら ない。 ・特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防ぐ ために、飯塚市が定めた情報セキュリティポリ シー等における安全管理措置を講ずる。 ・特定個人情報を飯塚市の指定する場所又は ハイセキュリティルームから持ち出してはなら ない。 ・特定個人情報を業務目的外に利用した場合 又は第三者に提供・開示・漏えい等した場合は 、直ちに飯塚市に報告しなければならない。 ・特定個人情報を廃棄する場合は、復元不可 な手段を採用する。 ・特定個人情報ファイルを削除した場合、又は 電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃 棄した記録を保存すると共に、飯塚市に対して 削除又は廃棄したことに関する証明書を交付す る。 ・契約が終了したとき、情報が不要となったとき 又は飯塚市からの要請があったときは、特定個 人情報の返却又は消去等の必要な措置を講じ る。 ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びその バックアップデータを完全に廃棄する。 | | |
| 令和6年10月28日 | Ⅲリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 4.特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 リスク: 委託先における不正な 使用等のリスク 再委託先による特定個人情 報ファイルの適切な取扱いの 担保 | 十分に行っている | 再委託していない | | |
| 令和6年10月28日 | Ⅲリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 4.特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 リスク: 委託先における不正な 使用等のリスク 再委託先による特定個人情 報ファイルの適切な取扱いの 担保 具体的な方法 | 業務の処理において、第三者への一括委任ま たは一括下請負を禁止している。 業務の一部を再委託する場合でも通常の委託 と同様の措置を義務付けている。 | — | | |
| 令和6年10月28日 | Ⅲリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 5.特定個人情報ファイルの提 供・移転 リスク: 委託先における不正な 使用等のリスク 再委託先による特定個人情 報ファイルの適切な取扱いの 担保 具体的な方法 | ・フラッシュメモリ等の外部記憶媒体にアクセ ス可能な端末を制限し、安易に特定個人情報の 提供・移転が行われない仕組みを構築してい る。 ・特定個人情報を外部記憶媒体を用いて移転 する場合は、セキュリティ機能付きの媒体を用 い、かつ、データの暗号化の措置を施したうえ で移転を行う。 | — | | |
| 令和6年10月28日 | Ⅲリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 6.情報提供ネットワークシス テムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われ るリスク リスクに対する措置の内容 [追加] | | <既存住民基本台帳システムにおける措置> 特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・ 情報提供(どの端末・職員が、どの住民の情報 についていつ参照を行ったか)の記録をデー タベースに逐一保存することで、不正な提供を防 止する。 | | |

| | | | | | |
|------------|---|---|---|--|--|
| 令和6年10月28日 | Ⅲリスク対策 (2)本人確認情報ファイル 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法 | 生体認証による操作者認証を行う。 | ユーザーIDとパスワードによる認証を行っている。 | | |
| 令和6年10月28日 | Ⅲリスク対策 (2)本人確認情報ファイル 3.特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 ・バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員等に対し指導する。 <p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり送付先情報を表示させない。 ・統合端末のディスプレイを来庁者から見えないうちに置く。 ・送付先情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 | | |
| 令和6年10月28日 | 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | [○]委託しない | []委託しない | | |
| 令和6年10月28日 | I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令の根拠 | <p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)</p> | <p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)</p> | | |
| 令和6年12月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 | 番号法第19条第8号別表第2に定める情報照会者(別紙1参照) | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照) | | |
| 令和6年12月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠 | 番号法第19条第8号別表第2 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 | | |
| 令和6年12月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ②提供先における用途 | 番号法別表第2に定める各事務 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各事務 | | |
| 令和6年12月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 | 飯塚市 情報政策課 | 飯塚市 情報管理課 | | |
| 令和6年12月13日 | II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ①法令上の根拠 | 番号法第9条第1項別表第1 | 番号法第9条第1項別表 | | |

| | | | | | |
|------------|---|----------------------|--------------------|--|--|
| 令和6年12月13日 | <p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p> <p>移転先1</p> <p>②提供先における用途</p> | 番号法第9条第1項別表第1に関する各事務 | 番号法第9条第1項別表に関する各事務 | | |
| 令和6年12月17日 | <p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</p> <p>委託事項2</p> | 飯塚市市民課等窓口業務委託 | 飯塚市窓口業務委託 | | |
| 令和6年12月27日 | 様式変更による改訂 | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務

| No. | 提供先 | 法令上の根拠 | 提供先における用途 |
|-----|--------------------------------------|------------------------------|--|
| 1 | 厚生労働大臣 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第1の項 | 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第3条で定めるもの |
| 2 | 全国健康保険協会 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第2の項 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第4条で定めるもの(全国健康保険協会) |
| 3 | 健康保険組合 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第3の項 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第5条で定めるもの(健康保険組合) |
| 4 | 厚生労働大臣 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第5の項 | 船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第7条で定めるもの |
| 5 | 全国健康保険協会 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第7の項 | 船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第9条で定めるもの |
| 6 | 都道府県知事 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第11の項 | 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第13条で定めるもの |
| 7 | 都道府県知事 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第13の項 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第15条で定めるもの |
| 8 | 市町村長 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第15の項 | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第17条で定めるもの |
| 9 | 都道府県知事又は市町村長 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第20の項 | 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第22条で定めるもの |
| 10 | 市町村長 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第28の項 | 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第30条で定めるもの |
| 11 | 市町村長 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第37の項 | 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第39条で定めるもの |
| 12 | 都道府県知事 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第39の項 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第41条で定めるもの |
| 13 | 市町村長 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第48の項 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第50条で定めるもの |
| 14 | 公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第53の項 | 公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。第五十五条において同じ。)の管理に関する事務であって同条で定めるもの |
| 15 | 日本私立学校振興・共済事業団 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第57の項 | 私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第59条で定めるもの |
| 16 | 厚生労働大臣又は共済組合等 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第58の項 | 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第60条で定めるもの |
| 17 | 文部科学大臣又は都道府県教育委員会 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第59の項 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第61条で定めるもの |
| 18 | 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第63の項 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第65条で定めるもの |
| 19 | 国家公務員共済組合 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第65の項 | 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第67条で定めるもの |
| 20 | 国家公務員共済組合連合会 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第66の項 | 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第68条で定めるもの |
| 21 | 市町村長又は国民健康保険組合 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第69の項 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第71条で定めるもの |
| 22 | 厚生労働大臣 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第73の項 | 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第75条で定めるもの |
| 23 | 市町村長 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第75の項 | 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第77条で定めるもの |

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務

| No. | 提供先 | 法令上の根拠 | 提供先における用途 |
|-----|--|-------------------------------|---|
| 24 | 住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第76の項 | 住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。第七十八条において同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって同条で定めるもの |
| 25 | 都道府県知事等 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第81の項 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第83条で定めるもの |
| 26 | 地方公務員共済組合 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第83の項 | 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第85条で定めるもの |
| 27 | 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第84の項 | 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第86条で定めるもの |
| 28 | 市町村長 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第86の項 | 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第88条で定めるもの |
| 29 | 市町村長 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第87の項 | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第89条で定めるもの |
| 30 | 厚生労働大臣又は都道府県知事 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第91の項 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第93条で定めるもの |
| 31 | 都道府県知事等 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第92の項 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第94条で定めるもの |
| 32 | 市町村長 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第96の項 | 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第98条で定めるもの |
| 33 | 市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。) | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第106の項 | 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第108条で定めるもの |
| 34 | 市町村長 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第108の項 | 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)による災害弔慰金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第110条で定めるもの |
| 35 | 厚生労働大臣 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第110の項 | 雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第112条で定めるもの |
| 36 | 厚生労働大臣 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第112の項 | 雇用保険法による育児休業給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第114条で定めるもの |
| 37 | 後期高齢者医療広域連合 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第115の項 | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第117条で定めるもの |
| 38 | 厚生労働大臣 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第118の項 | 昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第120条で定めるもの |
| 39 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第124の項 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第126条で定めるもの |
| 40 | 厚生労働大臣 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第129の項 | 平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第131条で定めるもの |
| 41 | 平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第130の項 | 平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第132条で定めるもの |
| 42 | 市町村長 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第132の項 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第134条で定めるもの |
| 43 | 都道府県知事 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第136の項 | 被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第138条で定めるもの |
| 44 | 都道府県知事又は保健所を設置する市の長 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第137の項 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第139条で定めるもの |

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務

| No. | 提供先 | 法令上の根拠 | 提供先における用途 |
|-----|---|-------------------------------|---|
| 45 | 厚生労働大臣 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第138の項 | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第140条で定めるもの |
| 46 | 独立行政法人日本学生支援機構 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第141の項 | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第143条で定めるもの |
| 47 | 厚生労働大臣 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第142の項 | 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第144条で定めるもの |
| 48 | 都道府県知事又は市町村長 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第144の項 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第146条で定めるもの |
| 49 | 厚生労働大臣 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第149の項 | 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第151条で定めるもの |
| 50 | 厚生労働大臣 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第150の項 | 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第152条で定めるもの |
| 51 | 文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第151の項 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第153条で定めるもの |
| 52 | 厚生労働大臣 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第152の項 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第154条で定めるもの |
| 53 | 市町村長 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第155の項 | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第157条で定めるもの |
| 54 | 厚生労働大臣 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第156の項 | 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第158条で定めるもの |
| 55 | 都道府県知事 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第158の項 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第160条で定めるもの |
| 56 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等(行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)) | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第160の項 | 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第162条で定めるもの |
| 57 | 地域優良賃貸住宅制度要綱(平成十九年三月二十八日付け国住備第百六十号国土交通省住宅局長通知)第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同条第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事又は市町村長 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第163の項 | 地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第165条で定めるもの |
| 58 | 都道府県知事 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第164の項 | 「特定感染症検査等事業について」(平成十四年三月二十七日付け健発第〇三二七〇一二号厚生労働省健康局長通知)の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第166条で定めるもの |
| 59 | 都道府県知事 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第165の項 | 「感染症対策特別促進事業について」(平成二十年三月三十一日付け健発第〇三三一〇〇一号厚生労働省健康局長通知)の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第167条で定めるもの |

(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務

| No. | 提供先 | 法令上の根拠 | 提供先における用途 |
|-----|--------|-------------------------------|---|
| 60 | 都道府県知事 | 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第166の項 | 「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」(平成三十年六月二十七日付け健発〇六二七第一号厚生労働省健康局長通知)の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づく肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に関する事務であって番号法第19条第8号に基づく主務省令第168条で定めるもの |

(別紙2) 特定個人情報の移転先(番号法第9条第1号別表)

| No. | 担当課 | 項 | 移転先における用途 |
|-----|-------------------|-----|--|
| 1 | 社会・障がい者福祉課 保育課 | 9 | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 2 | こども家庭課 | 10 | 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 3 | こども家庭課 | 14 | 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 4 | 社会・障がい者福祉課 | 20 | 身体障害者福祉法(昭和三十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 5 | 社会・障がい者福祉課 | 21 | 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 6 | 生活支援課 | 23 | 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 7 | 税務課 医療保険課 | 24 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 8 | 住宅課 | 27 | 公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 9 | 医療保険課 | 44 | 国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 10 | 医療保険課 | 46 | 国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 11 | 社会・障がい者福祉課 | 51 | 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 12 | 住宅課 | 52 | 住宅地区改良法による改良住宅(同法第二条第六項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 13 | 防災安全課 | 55 | 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による避難行動要支援者名簿の作成、個別避難計画の作成、罹災証明書の交付又は被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 14 | こども家庭課 | 56 | 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 15 | 高齢者支援課 | 61 | 老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 16 | こども家庭課 | 64 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 17 | こども家庭課 | 65 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 18 | こども家庭課 | 66 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 19 | 社会・障がい者福祉課 | 67 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第三十四号。以下「昭和三十九年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 20 | こども家庭課 医療保険課 | 70 | 母子保健法(昭和三十九年法律第四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又は母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 21 | こども家庭課 | 81 | 児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 22 | 医療保険課 | 85 | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第二百五条第一項の高齢者保健事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 23 | 社会・障がい者福祉課 | 95 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 24 | 介護保険課 | 100 | 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 25 | 健幸保健課 | 111 | 健康増進法(平成十四年法律第三百三十三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 26 | 社会・障がい者福祉課 | 117 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 27 | 保育課 | 127 | 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |